

障害者の所得保障に関する調査

①身体障害児・者実態調査

②知的障害(児)者基礎調査

- ・調査主体:厚生労働省
- ・調査対象:在宅の障害(児)者(身体、知的)
- ・特 徴:所得の一部のみ把握可
- ・問題点:支出面の把握が不可能

③障害者の所得保障と自立
支援施策に関する調査研究

- ・調査主体:国立社会保障・人口問題研究所
- ・調査対象:特定の自治体における障害者(3障害)
- ・特 徴:所得と支出について把握可
- ・問題点:サンプル数が少ないため、データとしての汎用性に課題

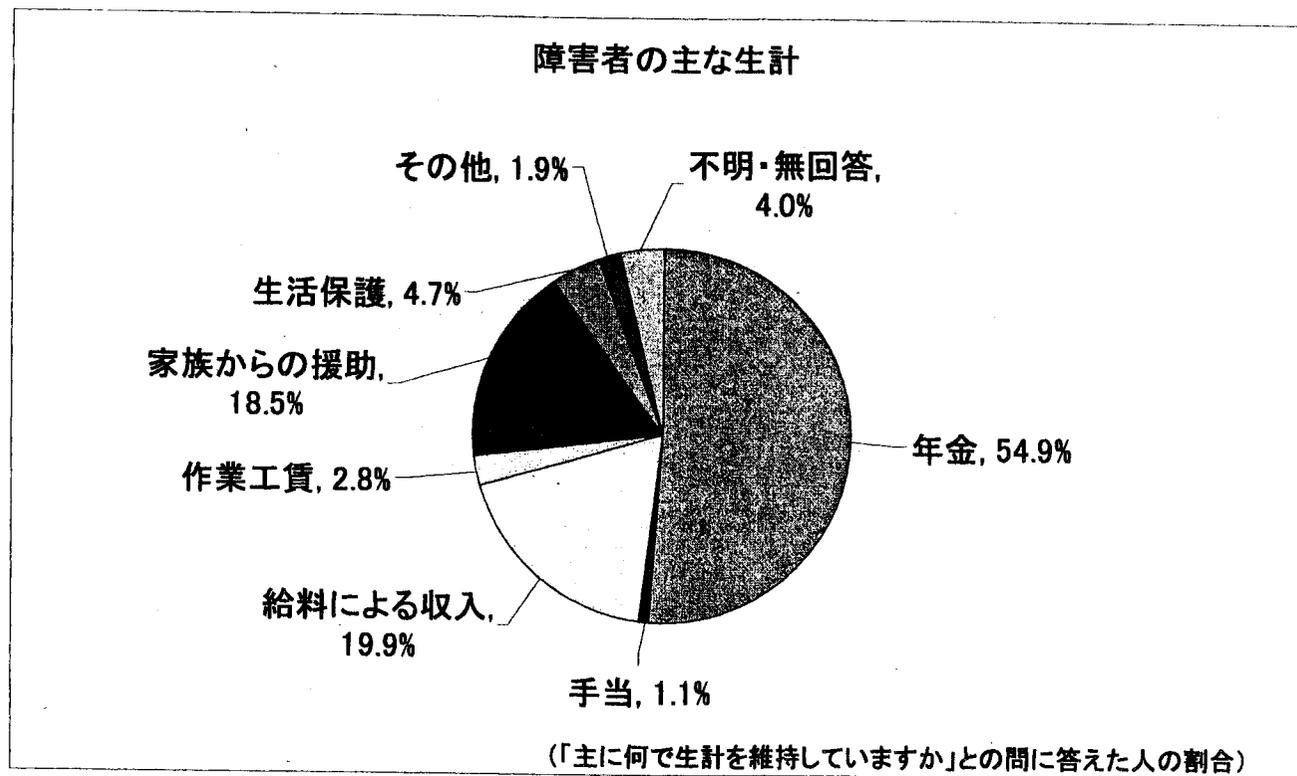
④国民生活基礎調査

- ・調査主体:厚生労働省
- ・調査対象:全国の世帯及び世帯員
- ・特 徴:世帯ごとの所得の状況について把握可
- ・問題点:障害者世帯に限定したデータの抽出が不可能
(※「高齢者世帯」、「母子世帯」、「手助けや見守りを要する者のいる世帯」などの分類)

⑤障害者施策総合調査

- ・調査主体:内閣府
- ・調査対象:全国の障害者(3障害)
- ・特 徴:所得と支出について把握可
- ・問題点:適切な検証が可能と思われるサンプル数が少ないため、データとしての汎用性に課題

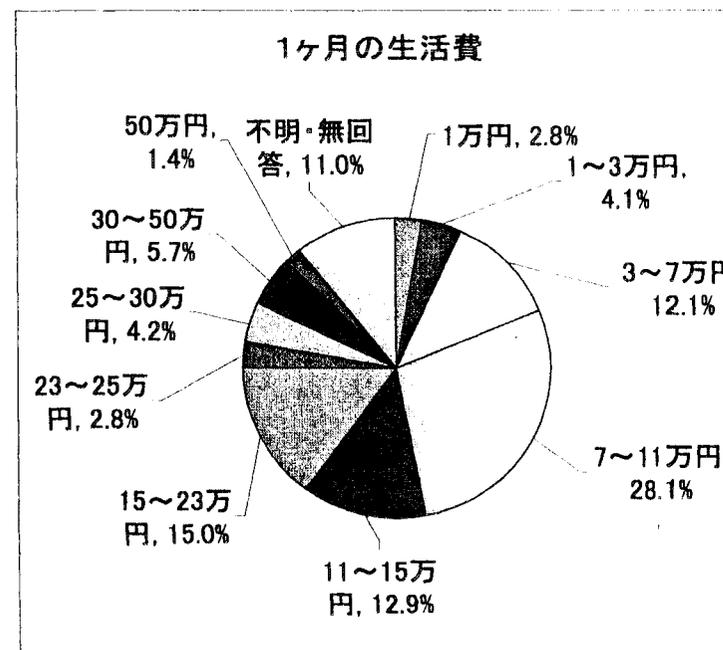
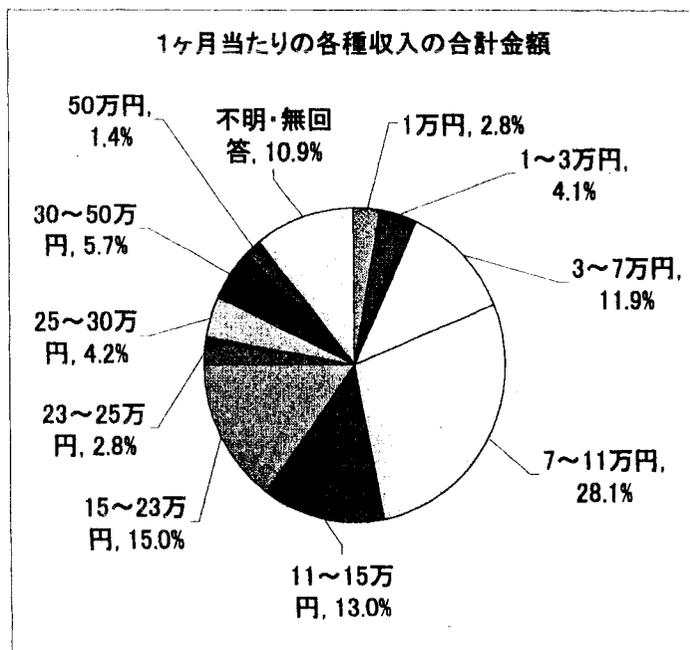
障害者の生計の実態について①



(出典:「障害者施策総合調査」(平成20年2月～3月 内閣府実施))

- 調査対象: 全国から抽出した障害者: 5,124人
- 有効回収数: 2,569人(有効回収率: 50.0%)
 - (内訳)・身体障害者手帳所持者: 1,522人
 - ・療育手帳所持者: 476人
 - ・精神保健福祉手帳所持者: 475人
 - ・その他: 90人
- 調査方法: 郵送による配布・回収

障害者の生計の実態について②



(「働いている場合、1ヶ月の賃金(作業工賃を含む。)はどれくらいですか」
 「家族からの援助を受けている場合、1ヶ月当たりの援助の額はどれくらいですか」
 「公的年金を受給していますか。また、その1ヶ月当たりの年金額はいくらですか」
 「手当等を受給していますか。また、1ヶ月当たりの手当額はいくらですか」
 との間への回答の合計金額)

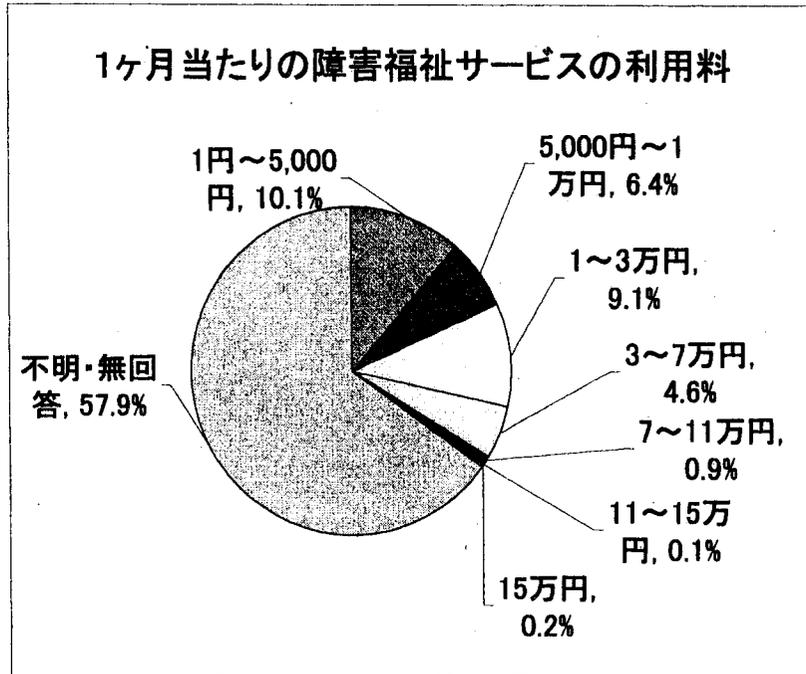
(「あなたの1ヶ月の生活費(支出)はどれくらいですか」との間への回答)

(出典:「障害者施策総合調査」)

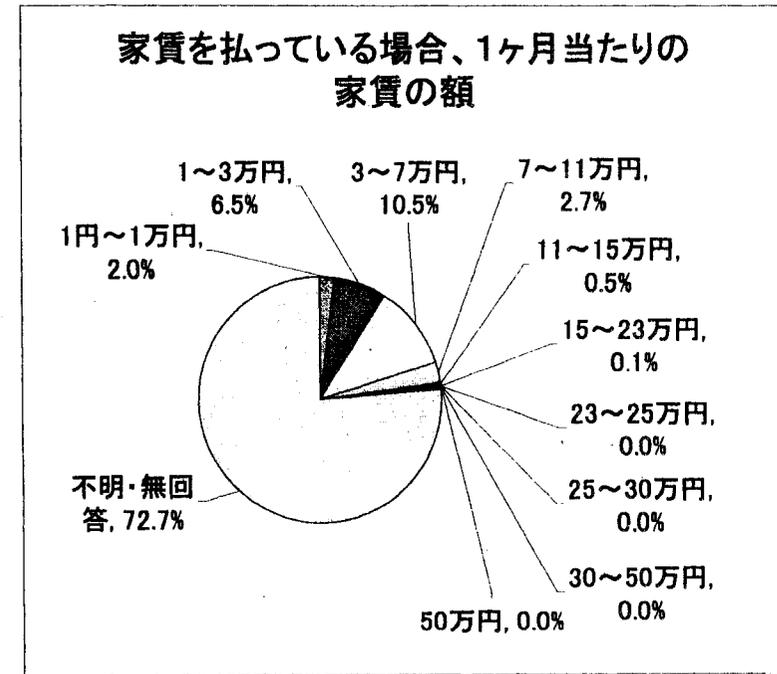
(平成20年2月~3月 内閣府実施)

- 調査対象: 全国から抽出した障害者: 5, 124人
- 有効回収数: 2, 563人(有効回収率: 50. 0%)
 (内訳)・身体障害者手帳所持者: 1, 522人
 ・療育手帳所持者: 476人
 ・精神保健福祉手帳所持者: 475人
 ・その他: 90人
- 調査方法: 郵送による配布・回収

障害者の生計の実態について③



(「障害福祉サービスを利用するのに1か月にどれくらい支出していますか」との問への回答)



(「家賃を払っている場合、1ヶ月当たりの家賃の額はどれくらいですか」との問への回答)

(出典:「障害者施策総合調査」(平成20年2月～3月 内閣府実施))

○調査対象: 全国から抽出した障害者: 5,124人
 ○有効回収数: 2,563人(有効回収率: 50.0%)
 (内訳)・身体障害者手帳所持者: 1,522人
 ・療育手帳所持者: 476人
 ・精神保健福祉手帳所持者: 475人
 ・その他: 90人
 ○調査方法: 郵送による配布・回収

世帯構造別の収入比較

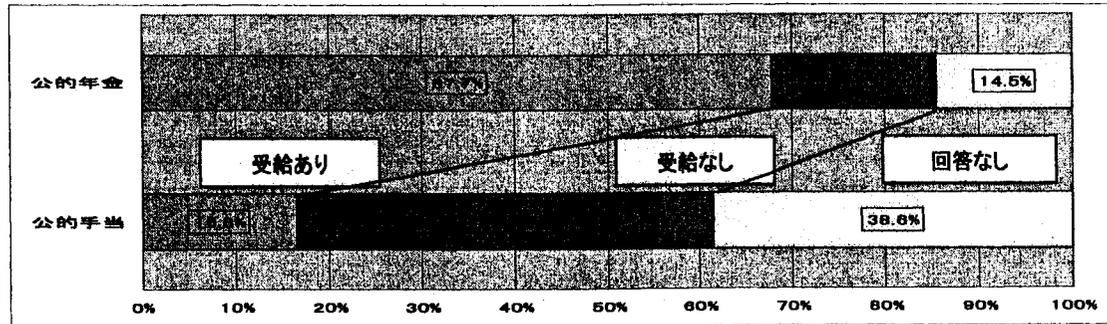
	本人収入	他の世帯員の収入	世帯収入合計
単身世帯	12.7	—	12.7
グループホーム	10.9	—	10.9
その他世帯	10.7	8.6	19.3
夫婦等	15.7	35.0	50.8
親兄弟同居	8.3	44.8	53.1
平均	12.9	31.7	44.7

(単位:万円/月)

(注) 「障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究」(平成18年度)を基に月額を算出したもの。

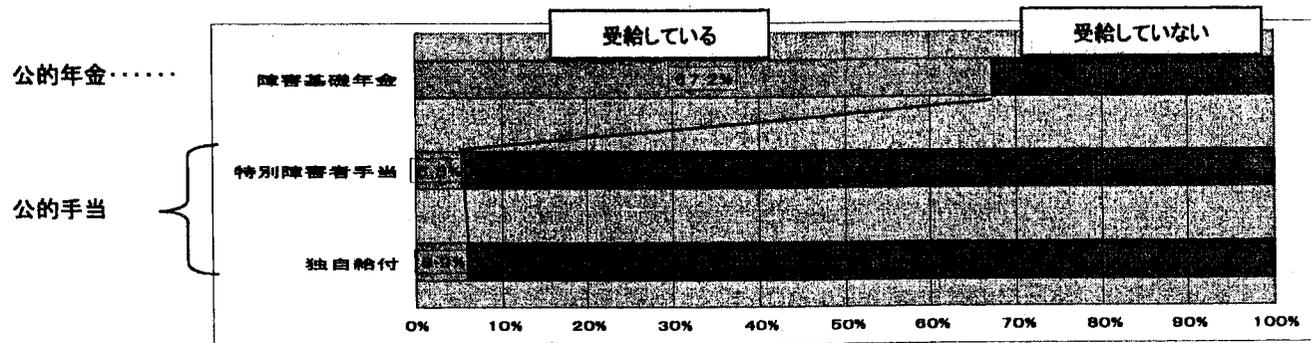
障害者の年金・手当等の受給状況

1. 身体障害者(在宅20歳以上)の年金・手当受給の有無



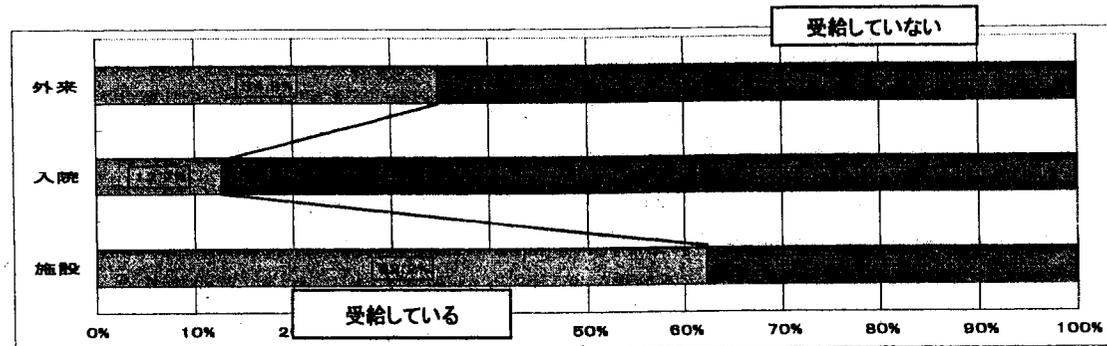
(出典:身体障害児・者基礎調査(平成18年))。公的手当には地方公共団体が独自に支給している手当などを含む。)

2. 知的障害者(在宅20歳以上)の年金・手当受給の有無



(出典:知的障害児(者)基礎調査(平成17年))

3. 精神障害者の年金受給の有無



(出典:精神障害者社会復帰サービス等調査(平成15年))

生活保護を受給する障害者の状況

1. 障害者数(傷病・障害別)

総数	障害・傷病者	障害者数	障害者数			傷病者数	傷病者数		
			精神障害	知的障害	身体障害		アルコール依存症	精神病	その他
1,473,260	749,810	222,220	38,910	14,790	168,520	527,590	15,080	154,030	358,480

2. 障害者世帯数

総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	傷病・障害者世帯		その他世帯
				(障害者世帯)	(傷病者世帯)	
1,050,650	470,090	86,770	401,420	144,900	256,520	92,370

3. 障害者世帯の住居

総数	障害者世帯	住居					その他
		持ち家(一戸建て)	持ち家(マンション)	公営住宅	借家	貸間	
1,050,650	144,900	6,660	260	26,210	75,550	8,760	27,460

4. 障害者世帯の収入

(1) 就労の状況 : 世帯主が就労 6,460世帯 就労収入額 51,647円(平均月額)

(2) 年金の受給状況 : 年金収入のある世帯数 64,640世帯 うち障害年金受給世帯 50,650世帯

(出典:被保護者全国一斉調査(平成18年7月 社会・援護局保護課実施))

公営住宅のグループホーム事業等への活用（公営住宅法第45条第1項）

公営住宅においては、知的障害者、精神障害者が地域での自立した生活を営む場を提供する方策として、平成8年に公営住宅法を改正し、社会福祉法人等が「グループホーム事業」を実施する場合に公営住宅を活用することができるとした。

対象となる社会福祉事業

①認知症高齢者グループホーム事業

:老人福祉法に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業

②知的障害者グループホーム事業、精神障害者グループホーム事業

:障害者自立支援法に規定する共同生活介護又は共同生活援助を行う事業（同法に規定する精神障害者又は知的障害者に対して行うものに限る。）

③ホームレスの自立支援のための活用

:ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に規定するホームレス自立支援事業により就業した者に対して生活上の支援を行う事業（地方公共団体が当該事業に要する費用の全部又は一部を負担してその推進を図るものに限る。）

公営住宅を活用することができる主体

①社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人

②地方公共団体

③医療法人

④民法第34条の規定により設置された法人

⑤特定非営利活動促進に基づき設置された特定非営利活動法人

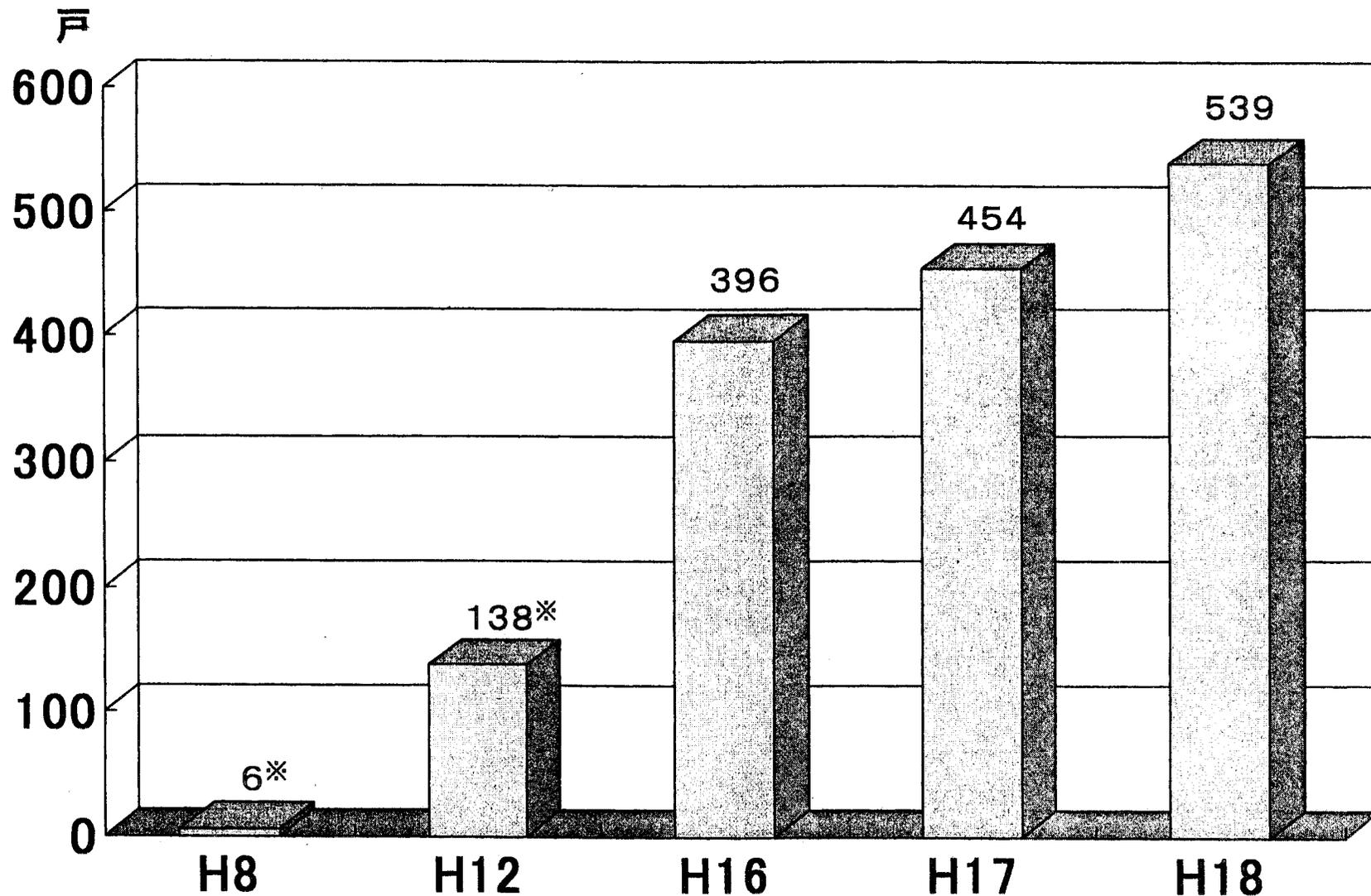
⑥介護保険法に規定する指定地域密着型サービス事業者で認知症対応型共同生活介護を行うもの又は指定地域密着型介護予防サービス事業者で介護予防認知症対応型共同生活介護を行うもの

活用実績

※障害者向けグループホーム事業への活用戶数

平成19年3月31日現在 539戸（参考）平成18年3月31日現在 454戸

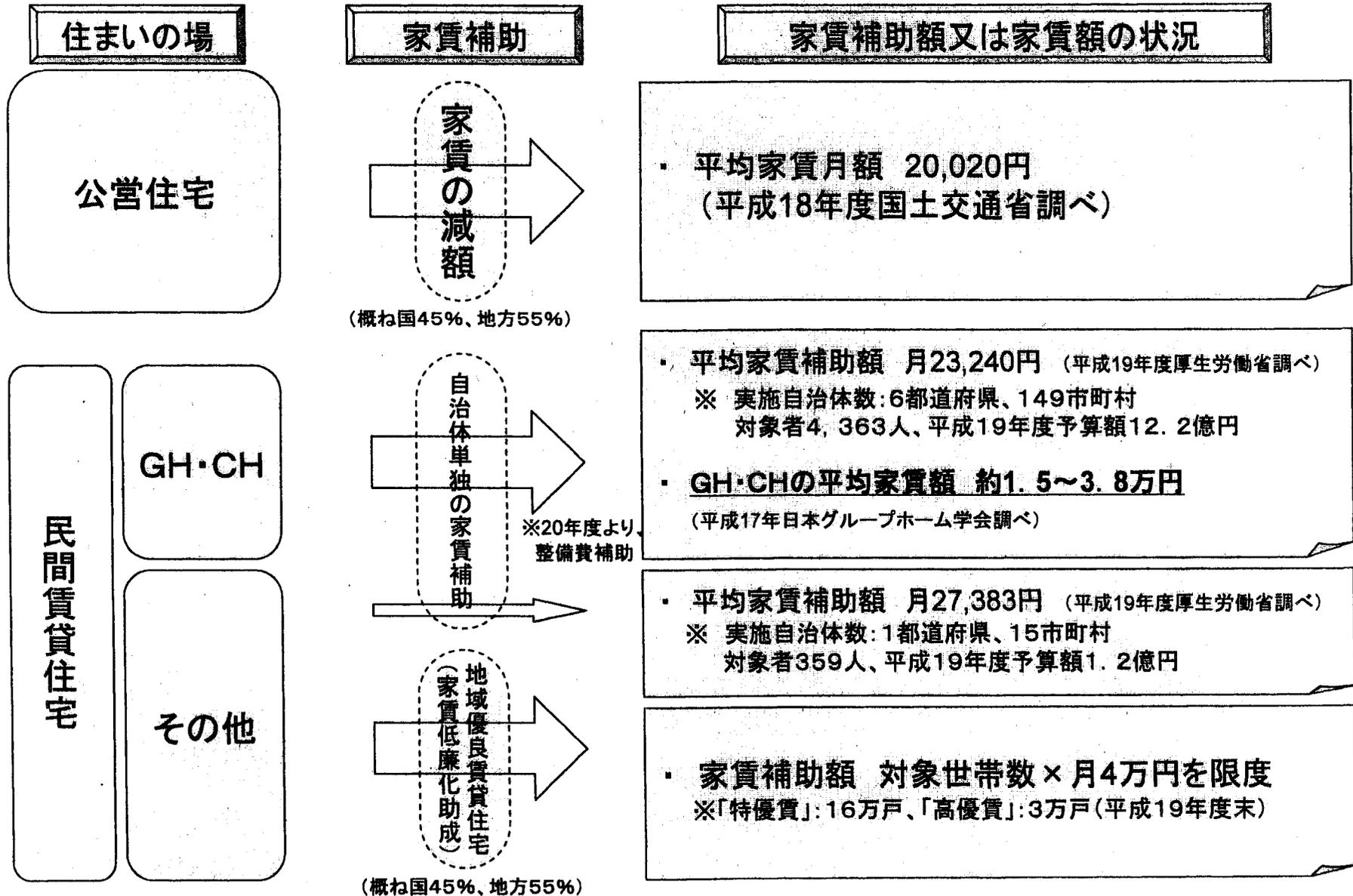
公営住宅の障害者グループホーム事業活用実績の推移



※ 平成8年度、12年度については、認知症高齢者グループホーム事業を含む。

国土交通省資料より

障害者の住まいの場における家賃等の状況

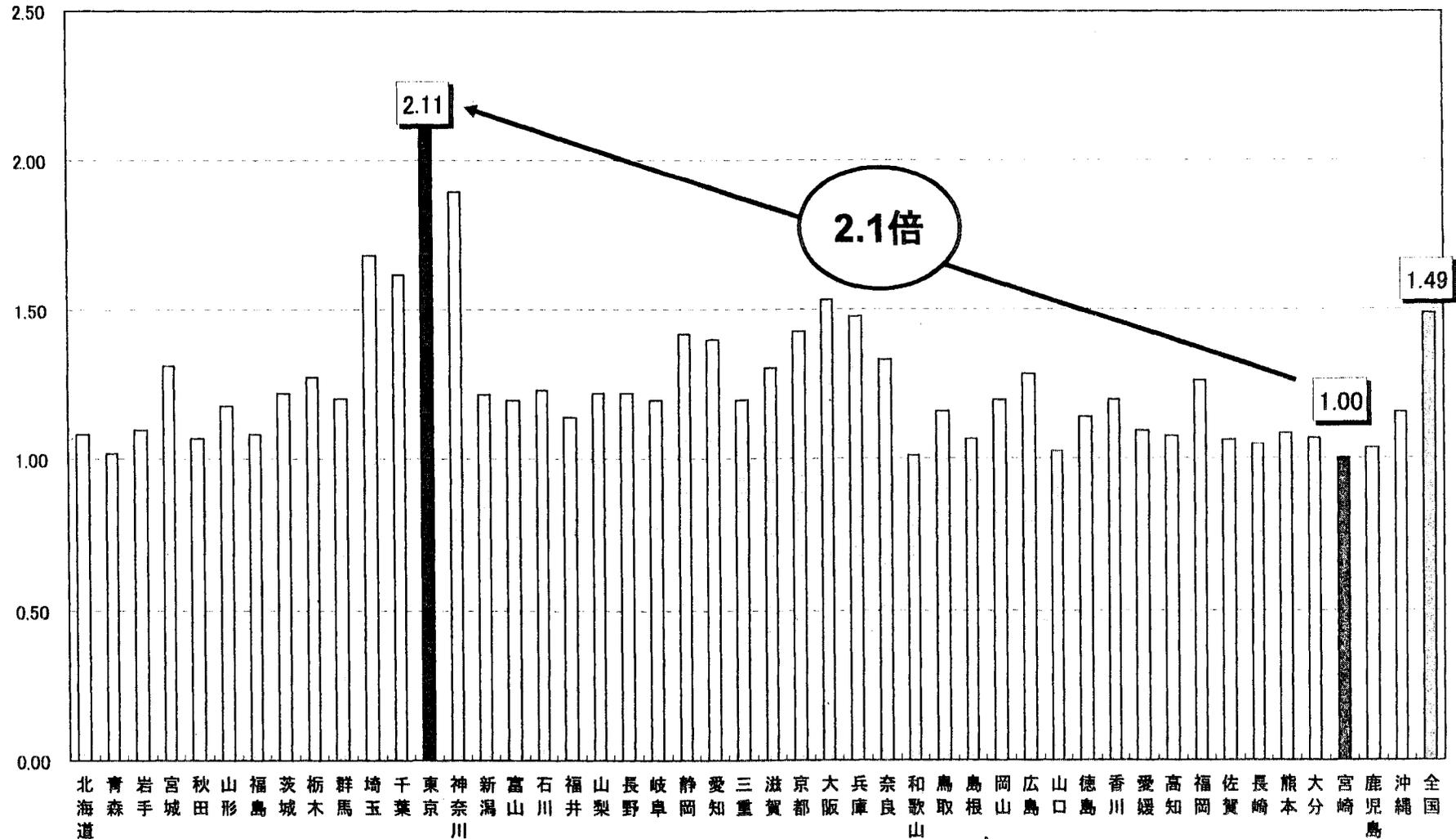


(注1) 障害者の入所施設については、居住費用の負担はない。

(注2) 家賃補助については、上記のほか、生活保護制度における「住宅扶助」の仕組み(最低額21,300円~最高額53,700円)がある。

都道府県別家賃について

◆1月当たりの家賃は、最低(宮崎)と最高(東京)で2倍以上の開き。



(出典)総務省「住宅・土地統計調査」による2003年のデータ(専用住宅の総数)。宮崎=1.00とした場合の値。